

2023年度 日本地域福祉学会事業計画

新型コロナの感染症法上の位置づけが、「2 類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に移行することになった。しかし、すべてが以前と同じような状態に戻ることはないだろう。地域福祉は、コロナ禍で見えてきた新たな課題と可能性に向き合っていく必要がある。課題としては、地域福祉活動の停滞はもとより、コロナ禍で顕在化した社会的に弱い立場に置かれた人々の生活困窮や社会的孤立、さらには地域社会の排除や差別といった問題がある。一方、コロナ禍ではオンラインでのつながりの広がりや新たなコミュニティ形成の可能性が生まれ、逆説的ではあるが多くの人が人と人とのつながりの大切を考えるきっかけにもなったと思われる。学会は、新たに顕在化した課題に射程を広げるとともに、新たな可能性にも目を向けた研究と実践に取り組んでいく必要がある。

また、政策に目を向ければ、包括的な支援体制の構築及びその具体化のための重層的支援体制整備事業に着手する市町村が増加し、「地域福祉の政策化」と呼ばれる状況が進展している。こうした政策が地域福祉の推進に寄与していくために、学会としては、現場の実践者とともに実践的な研究を進め、同時に批判的に検討していかなければならない。

さらに、こうした政策の動向と密接に関連して、ソーシャルワーク教育の新たなカリキュラムの中で、地域福祉をどのように位置づけていくのかも大きな課題である。これは、講義、演習、実習の中でどのように地域福祉を教授するのかという問題とともに、地域福祉の固有性を改めて問うことでもあり、学会として取り組んでいく必要がある。

最後に、実践者が半数を占める本学会の特性を踏まえ、研究者による実践研究に加え、研究者と実践者の協働による実践研究や実践者による実践研究をこれまで以上に重視していきたい。そのため、地方部会を中心に小さな単位での学習会などの取り組みを推進し、実践現場の会員の学会活動への参画を進めていくことが重要である。

以上のような活動を進めていくために、これまで以上に実践と研究の往還を大切に、水準の高い研究活動を推進する。

1. 日本地域福祉学会大会（第 37 回大会）および総会の開催

日本地域福祉学会第 37 回大会は、2023 年 6 月 10 日（土）、6 月 11 日（日）に上田市交流文化芸術センター「サントミュージゼ」、長野大学（長野県上田市）において開催する。また、同時に、学会総会を 6 月 10 日（土）に開催する。

さらに、第 38 回大会の東京都における開催に向けて、実行委員会とともに準備を行う。

2. 地域福祉に関する理論的・実践的研究活動の拡充

(1) 学会 40 周年にむけて「地域福祉のアーカイブ研究」を進める。（研究代表：中島会員）

(2) 「地域福祉と全世代型包括的支援システム研究プロジェクト」として、地方自治体に

における包括的支援システムの構築が、重層的支援体制整備事業として具体的に全国の自治体において進行している状況下において、そのシステムの構築のプロセスや具体的な内容、その機能が果たす役割などについて検討する。(研究代表：宮城会員)

(3) 「地域福祉教育に関する教材開発プロジェクト」として、ソーシャルワーク教育学校連盟とも協力し、演習及び実習をはじめとしてソーシャルワーク教育において地域福祉をどのように位置づけていけばよいか検討する。(研究代表：検討中)

(4) 「地域福祉実践研究プロジェクト」として、地域福祉学会の重要な柱の一つである実践者が進める実践研究、研究者と実践者が協働した実践研究のあり方について、これまでの「地域福祉実践研究誌」の蓄積などを踏まえて整理し、地域福祉実践研究の独自性を検討する(研究代表：検討中)。

3. 出版事業

(1) 学会機関誌『日本の地域福祉』を年1回刊行し、会員の研究発表の機会を充実するとともに、掲載論文の理論的・実証的研究の水準を高める。

(2) 学会機関誌『地域福祉実践研究』を年1回刊行し、会員の地域福祉実践への関心を高めるとともに、その実践研究の水準を高める。

(3) 「学会ニュース」を年2回刊行し、ホームページ上で発信するとともに情報発信等を拡充する。

(4) 「地域福祉実践研究」のバックナンバーのJ-STAGEへの掲載を順次進める。

4. 地方部会の組織強化と研究活動の活性化

(1) 地方部会の活性化にむけた協議を図るとともに、都道府県単位の活動または複数県にまたがる研究会活動を活性化する。

(2) 地方部会総会を開催し、地方部会担当理事と地方委員の連携を密にし、地方研究会、部会別地域福祉学会研究大会、シンポジウム、研修会などを活発に推進する。

(3) 地方部会間の連携や情報交換を目的に、地方委員、地方部会担当理事、役員による「地方部会懇談会」をオンラインで年2回程度(8月頃・2月頃)開催する。

(4) 地方部会の後援で、会員に加え非会員の研究者や専門職、地域での実践者なども交えた「学習会」(研究活動)を立ち上げていく。

(5) 上記地方部会活動への団体会員の積極的な参画を図り、いっそうの会員拡大につなげる。

5. 公開研究フォーラム

- ・ 地方自治体における包括的支援システムの構築が、重層的支援体制整備事業として具体的に全国の自治体において進行している状況下において、そのシステムの構築のプロセスや具体的な内容、その機能が果たす役割などについて公開フォーラムを開催し、

広く議論する。

- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟とも協力し、ソーシャルワーク教育において地域福祉をどのように位置づけていけばよいかについて公開フォーラムを開催し、広く議論する。

6. 日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞

第21回「日本地域福祉学会 地域福祉優秀実践賞」の募集および選考を実施する。各地の優れた実践を掘り起こし、当該の実践から学び、広く普及していくために地方部会、全国社会福祉協議会とも協力して実施する。

7. 学会運営について

- ・ 理事会等の諸会議については原則、オンラインを活用した方法で実施し、会議の効率化、活性化に努める。
- ・ ホームページ、アーカイブの改修（大会関連等）について検討する。
- ・ 地域福祉研究とソーシャルワーク教育の一層の連携に向けて、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との協働を進める。
- ・ 多様性を大切にし、学会のあらゆる活動の中において、多様な人が参加しやすい方法を工夫する。

8. 会員拡大と組織化

研究者、社協職員はもとより、社会福祉法人（施設）及びNPO法人などに対象を広げて、会員の拡大と地方部会を通しての組織化に取り組む。また研究者番号を有する会員を獲得していくための方策を検討する。また、新たに導入した「団体会員」のいっそうの拡大をはかり、現場の実践研究の裾野を広げ、一般会員の拡大にもつなげる。

9. 韓国地域社会福祉学会との研究交流

2020年に更新した「研究交流の推進に関する覚書」に基づき、「日韓地域福祉学術交流委員会」を通じて、韓国地域社会福祉学会との研究交流を進めていく。

10. 他団体との連携と協力

日本学術会議、日本社会福祉系学会連合、社会政策関連学会協議会、ソーシャルケアサービス研究協議会などの関連団体と連携し、その事業・活動に協力する。